

平成 26 年度 第 2 回（相談支援）分科会報告書

1. 開催日時：平成 26 年 9 月 22 日（水） 13：30 ～ 15：30
2. 開催場所：八女市役所 103 会議室
3. 参加者（所属のみ）：陽だまりの里、ほっぷ、ゆうゆう、八女作業所、広川町、八女市、リーベル
4. 実施内容

○意見交換および事例検討会

◆アンケートに寄せられた意見

- ・施設入所中の移動支援利用について。

⇒ 行政より回答：移動支援は在宅者の方のサービス。入所、入院中の方の利用は認めていない。私的契約に関しては関知しない。

- ・施設入所や GH 利用の方で単身であり意思確認が難しい方のニーズを引き出すには。

⇒ 本人が意思表示できない場合は法定代理人をつけるべきではないか。単身の場合、どうしても施設スタッフの意見が反映されてしまうことが多い。

- ・ニーズ、課題において本人のみの課題でない場合、どうアプローチしていったらよいのか。

（家族全体の生活リズムができていない場合、家族全体が昼夜逆転している場合など。）

⇒ 例えば、学校、保護者、事業所で定期的に話し合いながら、お母さんの苦労を認め、少しずつ意識を変えていくよう働きかけている。

- ・サービス等利用計画について本人や家族への説明の仕方は。

⇒ 手間が増えたと感じる家族もいるが、新規で子どもさんの計画を依頼される家族には利用計画で関わることを好意的にとってもらっている。計画を通して関わることで成長や生活状況の変化に応じてサービスを調整しながら関わりを持っていくこと等を説明。

- ・利用計画を作成する際、心掛けていることは。

⇒ サービスありきにならないように、その人の生活全般を見て、今あるサービス以外に他に利用できるものはないか考えている。本人の思い、ニーズを一番大切にしている。アセスメントの中で本人ができていないことも拾いあげて本人に伝えて改善していくことも計画相談の役割。

- ・介護保険への移行、介護保険で足りないサービスは障害サービスを利用できるようになっているが、実際利用している人はいるのか

⇒ 65 歳になったら生活介護は介護保険のデイサービスへ、ヘルパーも介護保険へ。介護保険にあるサービス以外、就労系サービス、同行援護など介護保険にないサービスの利用は可。

就労 B 型 65 歳以上の方でも利用申請可。**就労 A 型** 65 歳以前から利用している人で 65 歳以降も利用するかどうかは事業所と本人の同意があれば可。65 歳過ぎての新規利用は不可。ヘルパーを利用している方で 65 歳が近くなった方には本人に伝えながら、65 歳になったときに困らないよう介護保険の範囲内で利用できるようサービスの再構築を図っていく。もしものときは個別の対応になると思うが、現状、介護保険で足りない時間数を障害福祉サービスで補っている人はいない。

特定疾病の方は 40 歳から介護保険優先。生活保護の方も他方優先の為、65 歳未満でも介護保険優先となる。

身体障害の方の GH 利用は 65 歳まで。知的、精神の方は 65 歳過ぎててもよい。

○行政から：サービス等利用計画達成率は 75%。

- ・今は計画作成については、どの事業所も横並びで対応してもらっているが、今後は基幹相談支援事業所と他の事業所の役割を整理していきたい。モニタリングの時期に事業所を移行する等、整理しながら、自立支援協議会に提案して進めていきたい。

○事例検討

- ・ 63 歳。脳性小児まひによる両上下肢機能障害。身障手帳 2 級所持。毎日朝夕にヘルパー利用、日中は就労 B と生活介護への通所をしながら在宅生活を送っている男性の事例。
 - 65 歳を前に介護保険に移行後の対応等について意見を出し合う。